

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年10月6日)

■令和7年度 第1回鳥取県国土強靱化推進評価会議の開催結果について

【技術企画課】……2ページ

■道路維持工事に係る住民訴訟の提起について

【道路企画課】……4ページ

■鳥取港千代地区及び西浜地区の分譲地の購入希望者の募集について

【港湾課】……5ページ

県 土 整 備 部

令和7年度 第1回鳥取県国土強靱化推進評価会議の開催結果について

令和7年10月6日
技術企画課

本県では、いかなる自然災害が起こっても「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な鳥取県を作りあげるため、平成28年3月から鳥取県国土強靱化地域計画を策定の上、ハードとソフトを組み合わせた防災・減災、国土強靱化対策を推進しています。今年度が第2期計画（R3～R7）の最終年度であることから、各施策分野の有識者等の意見を反映し第3期計画（R8～R12）を策定する予定です。

このたび、標記会議を開催し、これまでの取組に対する評価や第3期計画の策定方針について意見を交わすとともに、同時に更新する国土強靱化の推進において重要な要素となる第2期鳥取県インフラ長寿命化計画（行動計画）（R8～R12）の改定方針について議論しました。

1 開催概要

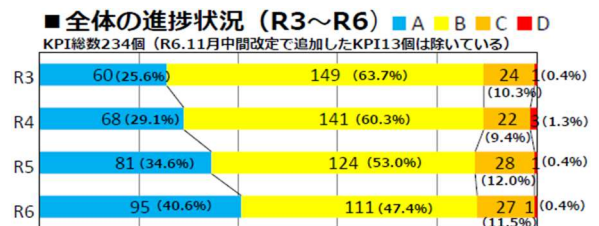
〔日 時〕 9月9日（火）午後3時～ 〔場 所〕 鳥取県立図書館 大研修室
〔出席者〕 令和7年度鳥取県国土強靱化推進評価会議委員

分野	氏名	役職等	
行政	山川 泰成	鳥取市危機管理部長	出席
〃	景山 政之	日野町総務課長	
住宅・都市・環境	南波 一好	鳥取県建築士会理事	出席
保健医療・福祉	田中 響	鳥取看護大学教授	
エネルギー	真島 和人	中国電力㈱鳥取支社総務グループマネージャー	出席
産業・金融	倉光 千浪	倉吉商工会議所女性会	
情報通信	定道 正代	NHK鳥取放送局副局長	
物流	山崎 隆志	一般社団法人鳥取県トラック協会専務理事	出席
農業	武田 政信	鳥取県農業協同組合中央会総務部長	出席
国土保全・交通	柏見 吉晴	国立大学法人鳥取大学名誉教授（特任教授）：座長	出席

2 地域計画の取組に対する評価

＜施策の評価（R3～R6）＞※重要業績指標（KPI）により評価

- ・全体的には、強靱化の取組が着実に進んでいる。
- ・施策分野別では、「産業分野」の進捗が低く、また、住民の主体的な取組（自助共助）に係る進捗が低い。
- ・今後は、「産業分野」や自助共助に係る施策の充実と、C評価施策の取組内容の見直しが必要である。



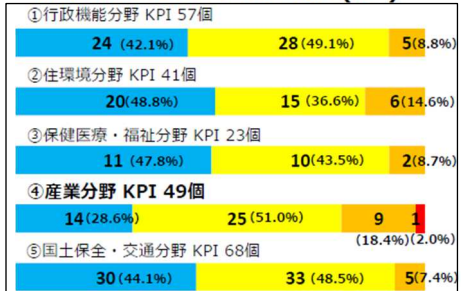
3 鳥取県国土強靱化地域計画の見直し方針（次頁資料参照）

- ・国の計画の動きや近年の社会情勢の変化、大規模災害で得られた教訓等を踏まえたものとする。

＜検討の視点＞

- ① 近年の災害発生状況を分析
- ② 能登半島での地震・大雨を踏まえた対策検討の結果を反映
- ③ 大船渡市林野火災等を踏まえた対策検討の結果を反映
- ④ 下水道等に起因する陥没事故を踏まえた対策検討結果を反映
- ⑤ 新たな国土強靱化基本計画（R5.7）との調和を図る。
- ⑥ 第1次国土強靱化実施中期計画（R7.6）の施策を反映
- ⑦ 「地方創生2.0」との調和を図る。
- ⑧ 施策・KPIの評価分析結果を踏まえたものとする。
- ⑨ 当推進評価会議における委員意見を反映

■ 個別施策分野ごとの達成度（R6）



＜評価ランクについて＞

- A：既に達成（達成率100%以上）
- B：順調（達成率50%以上100%未満）
- C：やや遅れている（達成率25%以上50%未満）
- D：遅れている（達成率25%未満）

4 インフラ長寿命化計画（行動計画）の改定方針（次頁資料参照）

- ・社会情勢の変化や国の新たな動向、10年間の取組の振り返り結果等を踏まえ、「7つの具体的施策」における取組内容を修正・強化（特に、遅れている施策や新たに浮き彫りとなった課題対応を強化）

5 第1回推進評価会議における主な有識者意見

- ・農業の後継者がおらず地域コミュニティが衰退。農地・施設が荒廃し、治水機能も失われる。
- ・避難所や支援物資があっても、その運営や人のケアをする人材育成も大事である。
- ・家屋の耐震化のニーズは高い。もっと予算確保等の支援が必要である。
- ・土木インフラの老朽化対策は、優先順位をつけながら定期的に更新等を行っていくべき。
- ・PDCAサイクルがうまく回るように施策の評価方法を見直してはどうか。

6 今後のスケジュール

11月頃	第2回鳥取県国土強靱化推進評価会議 …第3期計画(素案)の審議
～12月	パブリックコメントの実施
2月頃	第3回鳥取県国土強靱化推進評価会議 …第3期計画(案)とりまとめ
3月下旬	計画の公表

鳥取県国土強靱化地域計画の見直し方針

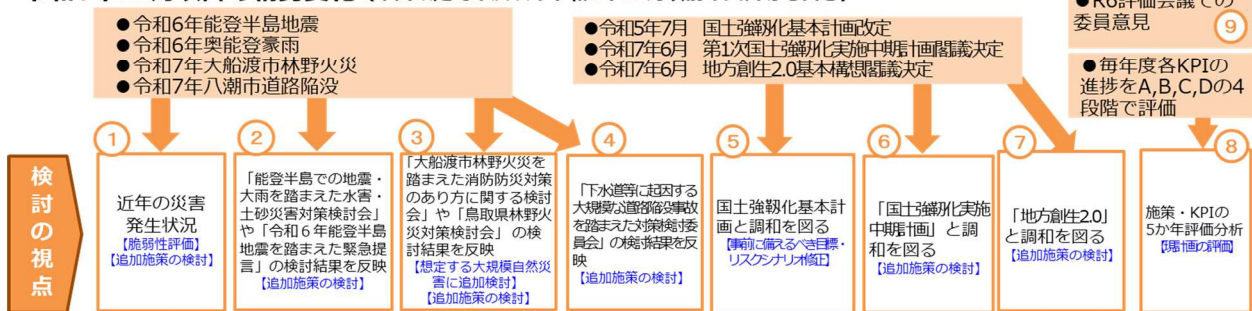
3 資料

国土強靱化を進める上での留意事項

国土強靱化基本計画や、第1次国土強靱化実施中期計画、地方創生2.0基本構想※1等の国計画の方針をはじめ、本県の取組を踏まえた計画となるよう以下の点に留意した計画策定を進める。

- ① 地方創生と連携した相乗効果によるSDGsの推進
 - ・ 輝く鳥取創造総合戦略（R6.3月）と国土強靱化地域計画の調和
 - ・ SDGsの実現に向けた取組の推進
- ② ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
 - ・ 大規模自然災害に対するハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ、重点化
 - ・ 平時からの対策の実行（フェーズフリー※2対策の推進）
- ③ 既存社会資本の有効活用による施策推進
 - ・ これまでに蓄えた既存ストックの最大限の活用
 - ・ インフラ長寿命化計画に基づいた計画的なストックの維持管理・更新
 - ・ メンテナンスのための新技術の開発・実装やメンテナンスを行う技術者の育成・確保の促進
- ④ 人材育成と官民連携等による効率的・効果的な施策推進
 - ・ 大学・研究機関等との協力を図りながら、技術開発を含めた技術施策の推進
 - ・ 防災や産業の担い手育成・確保
 - ・ 官と民の適切な連携及び役割分担による施策推進
- ⑤ 新技術の活用と国土強靱化のイノベーション
 - ・ 人口減少社会やポストコロナ時代におけるSociety5.0時代の超スマート社会の実現（先端技術（AI、IoTなど）の活用と人材育成）
 - ・ DX（デジタル・トランスフォーメーション）により、自動化・遠隔操作化・省人化を推進
- ⑥ KPIによる定量的な施策評価とPDCAサイクルによるマネジメント
 - ・ 市町村や民間企業、県民との連携を図りながら作り上げるシステムを構築
 - ・ KPI（重要業績指標）による定量的な評価に基づいて、PDCAサイクルとして概ね5年毎に計画を見直し、強靱化システムの最適化を図る

令和6年11月以降の情勢変化（中間改定で未反映の令和6年11月以前の災害等も含む）



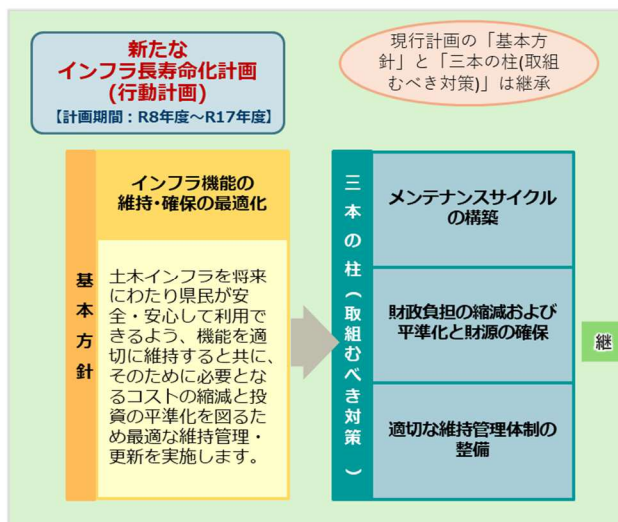
鳥取県インフラ長寿命化計画（行動計画）改定方針

4 資料

【基本的な考え方】

- ・ 次期計画では、第1期計画の「基本方針」と「三本の柱(取組むべき対策)」を継承することとし、その上で、社会情勢の変化や国の新たな動向、この10年間の取組の振り返りの結果などを踏まえ、「7つの具体的施策」における取組内容を修正・強化する。
- ・ 特に、遅れている施策や新たに浮き彫りとなった課題への対応を強化し、基本方針の実現に向け取り組む。

◆計画の基本方針（案）



7つの具体的施策の強化・見直し

第1期計画の7つの具体的施策の枠組みを活かしながら、取組の振り返りから見える課題や社会情勢等の変化による取組内容の強化・見直しを行い、基本方針の実現性を高める。

10年間の取組の振り返りを実施

遅れている施策や新たな課題を整理(長寿命化 課題のフォローアップ)

フォローアップを踏まえ、「7つの具体的施策」を修正・強化

	具体的施策	修正・強化案
1	点検・診断等の実施	データベースの構築推進、技術者の育成
2	維持管理・修繕・更新・耐震化等機能強化の実施	データベースと連携した対策の実施、災害激甚化等に対応する機能強化
3	維持管理コストの削減・平準化	予防保全型メンテナンスのより積極的な推進
4	個別施設毎の長寿命化計画の策定	策定済み長寿命化計画の更新
5	統廃合の検討	引き続き、統廃合を適宜検討
6	新技術等の導入	技術実証フィールドの活用（鳥取大学との連携）
7	総合的・計画的な管理のための体制の構築	担い手確保・育成の推進、住民参画による維持管理、市町村との協働事業化

道路維持工事に係る住民訴訟の提起について

令和 7 年10月 6 日
道 路 企 画 課

令和 7 年 8 月13日に、澤田信介氏から道路維持工事での不当利得に対する損害賠償請求権の行使を県に求める住民訴訟が提起され、鳥取地方裁判所に訴状が提出されました（同年 9 月26日県受領）。

本年 6 月に原告が行った住民監査請求は訴訟要件不備（審査請求前置違反）として却下されていることから、同様の理由で訴えの却下を求め、争う方針です。

1 訴訟の概要

（1）原告 澤田 信介

（2）被告 鳥取県知事 平井 伸治

（3）請求の趣旨

道路維持工事（平成29年度から令和 2 年度まで）において、被告は、道路維持工事の受注者 A に対し金5, 494, 464円及び受注者 B に対し金1, 035, 482円の支払いを請求することを求める。

（4）原告の主張概要

受注者 A、B は、異常時パトロール、応急作業、側溝清掃等の業務において、請求できない金額を請求し、鳥取県は支払った。

被告は前記不当利得の返還を求めるべきところ、違法にその行使を怠っているので、住民監査請求を経た上で、本住民訴訟を提起する。

（5）その他

本件については、令和 7 年 6 月30日に原告から住民監査請求が提出されたが、道路維持工事の支出のあった日から 1 年を既に経過していることから、7 月10日に鳥取県監査委員から請求を「却下」する監査結果が通知されている。

（住民監査請求については、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した時はこれを行うことができないことが、地方自治法第242条第 2 項に規定されている。）

2 今後の対応

監査委員が行った却下処分に違法な点はなく、訴訟要件不備（審査請求前置違反）として、訴えの却下を求め、争う方針です。

3 第 1 回口頭弁論期日

日時 : 令和 7 年11月14日（金）午後 1 時30分

場所 : 鳥取地方裁判所 22号ラウンド法廷

鳥取港千代地区及び西浜地区の分譲地の購入希望者の募集について

令和7年10月6日

港 湾 課

鳥取港で事業活動を行う事業者を対象として、同港千代地区及び西浜地区の分譲地の購入希望者を公募します。

1 分譲地の概要

(1) 千代地区（鳥取市港町地内）

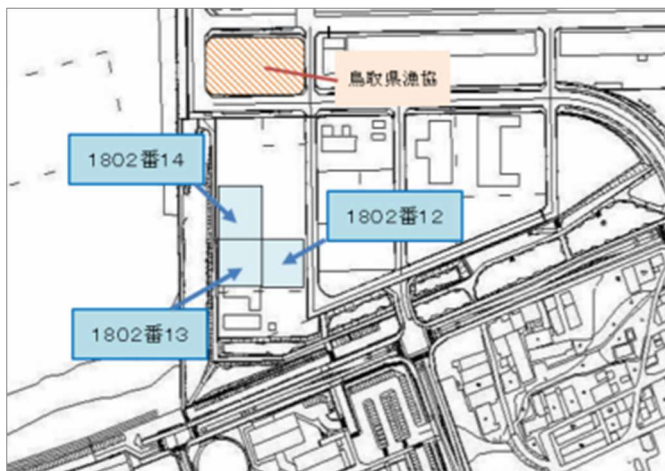
地番	面積 (㎡)	価格 (千円)	地番	面積 (㎡)	価格 (千円)
13 番 7	1,279	3,837	13 番 13	1,187	3,561
13 番 8	1,326	3,978	13 番 14	1,221	3,908
13 番 9	1,210	3,630	13 番 15	1,222	8,188
13 番 10	1,420	4,118	合計	8,865	31,220

(2) 西浜地区（鳥取市賀露町西四丁目地内）

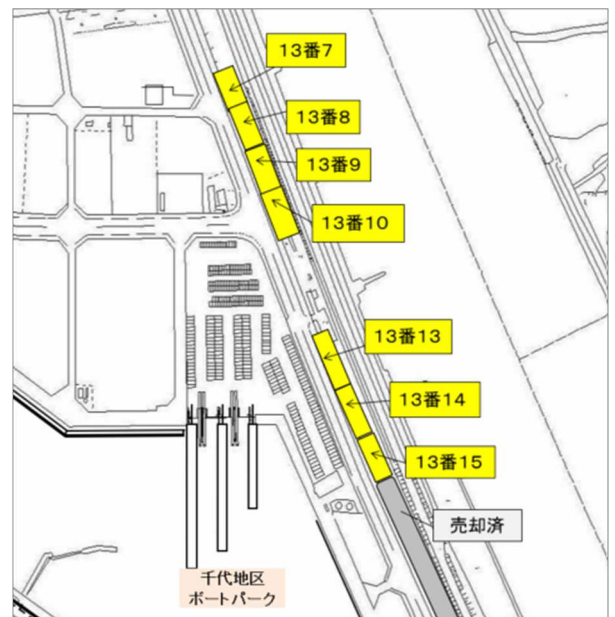
地番	面積 (㎡)	価格 (千円)
1802 番 12、1802 番 13、1802 番 14	3,677	40,595

2 位置

(西浜地区)



(千代地区)



3 分譲地購入者の決定方法

(1) 資格審査項目

主に以下の項目により資格審査を実施する。

- ・土地利用計画が分区条例に基づく構築物規制等の規則等に反しないこと。
- ・分譲地を購入した上で事業を継続できる資力を有すること。

(2) 評価項目

土地利用計画書を学識経験者等が以下の評価項目により採点し、得点が高い者から優先的に本分譲地の購入を交渉する。

○実績に関する評価：千代地区 鳥取港の荷役利用実績及び予定

西浜地区 鳥取港の水産業に携わる事業実績及び予定

○共通評価項目：本県の産業振興への寄与、購入理由等の妥当性、環境への配慮、新規正規雇用の創出

(3) 公募期間

令和7年10月15日（水）から同年11月4日（火）まで土地購入申請書の受付を実施する。

(参考：過年度の売却状況)

令和5年度、6年度に公募した千代地区の分譲地（6区画、約6,000㎡）は、全て売却済みである。